

令和5年12月
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

令和5年12月14日

○出席議員 15人

1番 戸部 薫 君	2番 渡辺 ヒロ子 君	3番 岩瀬 琢 弥 君
4番 長田 悟 君	5番 岩瀬 清 君	6番 鈴木 克 巳 君
7番 狩野 光 一 君	8番 久我 恵 子 君	9番 寺尾 重 雄 君
10番 戸坂 健 一 君	11番 岩瀬 洋 男 君	12番 松崎 栄 二 君
13番 岩瀬 義 信 君	14番 佐藤 啓 史 君	15番 末吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 照 川 由美子 君	副 市 長 竹 下 正 男 君
教 育 長 岩 瀬 好 央 君	政 策 統 括 監 加 藤 正 倫 君
副 政 策 統 括 監 企 画 課 長 事 務 取 扱 青 山 大 輔 君	総 務 課 長 平 松 等 君
財 政 課 長 軽 込 一 浩 君	情 報 政 策 課 長 高 橋 吉 造 君
消 防 防 災 課 長 鈴 木 和 幸 君	税 務 課 長 大 野 弥 君
市 民 課 長 渡 邊 弘 則 君	高 齢 者 支 援 課 長 君 塚 恒 寿 君
福 祉 課 長 水 野 伸 明 君	生 活 環 境 課 長 渡 邊 知 幸 君
都 市 建 設 課 長 栗 原 幸 雄 君	農 林 水 産 課 長 屋 代 浩 君
観 光 商 工 課 長 岩 瀬 由 美 子 君	会 計 課 長 吉 田 智 絵 君
学 校 教 育 課 長 森 庸 光 君	生 涯 学 習 課 長 大 森 基 彦 君
水 道 課 長 窪 田 正 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 神 戸 哲 也 君	議 会 係 長 原 隆 宏 君
-------------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程 第5号

第1 議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（総務文教常任委員長）

議案第52号 勝浦市副市長の定数の特例に関する条例の制定について

議案第53号 勝浦市公共施設等整備基金条例の制定について

議案第56号 勝浦市芸術文化交流センター設置管理条例及び勝浦市コミュニティ

集会施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第57号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算（所管事項関係）

議案第62号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

（産業厚生常任委員長）

議案第54号 勝浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第57号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算（所管事項関係）

議案第58号 令和5年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第59号 令和5年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第60号 令和5年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

議案第61号 市道路線の認定について

第2 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第63号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算

第3 議員の派遣について

開 議

令和5年12月14日（木） 午前10時開議

○議長（佐藤啓史君） おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（佐藤啓史君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第52号 勝浦市副市長の定数の特例に関する条例の制定について、議案第53号 勝浦市公共施設等整備基金条例の制定について、議案第56号 勝浦市芸術文化交流センター設置管理条例及び勝浦市コミュニティ集会施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第57号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算、議案第62号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。鈴木総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 鈴木克巳君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木克巳君） 議長より御指名がありましたので、今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要を御報告いたします。

当総務文教常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月11日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長、政策統括監、副政策統括監及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第52号 勝浦市副市長の定数の特例に関する条例の制定について、議案第53号 勝浦市公共施設等整備基金条例の制定について、議案第56号 勝浦市芸術文化交流センター設置管理条例及び勝浦市コミュニティ集会施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第57号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管事項の関係について、議案第62号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、以上5件につきまして、議案第53号、議案第57号及び議案第62号、以上3件は全員賛成で、議案第52号及び議案第56号、以上2件は賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これより、委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、戸部薫議員。

〔1番 戸部 薫君登壇〕

○1番（戸部 薫君） おはようございます。私は、議案第52号 勝浦市副市長の定数の特例に関する条例の制定について、反対の立場から、その理由と意見を述べて、反対討論を行います。

また、議案第56号 勝浦市芸術文化交流センター設置管理条例及び勝浦市コミュニティ集会施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

まず、最初に、議案第52号についてであります。御承知のとおり、勝浦市が位置する房総半島太平洋側の銚子市・旭市・東金市・大網白里市・茂原市・いすみ市・鴨川市・南房総市など8市は、勝浦市よりも人口が多い自治体であります。しかし、副市長は1人体制です。

また、現在、地方自治体に求められている地方創生、少子高齢化対策、あるいはコロナや物価高騰などによる低迷した経済の活性化などにも、先ほど名前を挙げました自治体では、副市長1人の体制で、真剣にこれらの課題に取り組んでいるはずですが。

こうした状況を見ますと、納税者である市民は、なぜ勝浦市だけが副市長2人体制なのかと疑問に思うのではないのでしょうか。こうした疑問が解消されなければ、市民と行政との間の信頼関係が崩れてしまうのではないかと、私はそのことを大変心配しております。こうした心配が杞憂に終わることを願っております。

第2は、先日の質問に対し、「国とのパイプを太くしていきたい」との答弁があり、再質問

をいたしました。 「副市長2人体制で、課題となっている事業を確実に進めるため」、また「有用有能な人材をフル活用して、課題解決に全力を尽くしたい」旨の答弁がありました。

つまり、本会議や委員会でも、何人もの議員から様々な質問があり、そして答弁がありました。具体的説明ではなく、私には、ある意味、どこの自治体でも全力で取り組んでいることではないのかなとしか理解できませんでした。これでは、賛意を表明することはできません。

次に、副市長を2人にすると、新たに約1,300万円の費用が必要という答弁・説明がありました。私は、この費用で職員を増やし、職員がさらに情熱を持って、創意工夫を発揮して仕事に励み、市民に対しても一層、親切丁寧な対応に心がけてもらいたいと常々願っております。そのことを3番目の理由・意見として述べ、私の第52号議案に対する反対討論といたします。

次に、議案第56号についてであります。私は常々、よりよい芸術やよりよい文化の享受は、人が人らしく発達成長するためにも、さらに優れた芸術・文化・科学を創造していく上でも欠かせないもの、つまり、人間に必要な不可欠なものとして捉えております。

一方、本議案の説明資料には、「民間能力の活用により、住民サービスのさらなる向上、施設の管理運営経費の削減等を目的とした指定管理者制度の導入を可能にするため」とあります。ここで私は、率直に言わせて、疑問を持ちます。人にとって、人間にとって欠かせない芸術文化の住民サービスの向上と、施設の管理運営費の削減とは、相入れないのではないかということでもあります。

なぜなら、キュステは、定員800の中規模の多目的施設と理解しております。こうした中規模施設で収益を上げることは、指定管理者にとっては、かなり難しいのではないかと疑問を持たざるを得ません。

具体的には、収益が上がらないために、イベントの内容の質が下がる。あるいは、スタッフの対応も低下するなど、結局は住民へのサービスの低下になってしまうのではないかということです。以上が、反対の第1の理由です。

第2は、そこで働く従業員の労働環境や待遇についても、同じようなことが考えられます。指定管理者が収益を上げようとするれば、一番簡単なのは、従業員の人件費の削減であります。人件費削減は労働環境の悪化を招き、削減された報酬では、従業員あるいは社員の働く意欲や情熱が失われてしまいます。ひいては、勝浦市からの人口流出にもつながりかねないからであります。

第3は、今回の議案提案の背景として、私は、国の芸術文化振興に対する施策が不十分であることを指摘しておきたいと思っております。

芸術文化の振興のための交付金や補助・支援金は、OECDなどの諸外国と比べると低い水準にとどまっています。ですから、「経費を削減して、住民サービスの向上」という矛盾するような目標が掲げられるのだと思います。

今、大切なことは、市民と行政と、そして議会が力を合わせて、国に対して改善の働きかけを行うことではないでしょうか。私はそのように考えます。

そして、こうした市民をはじめとする利用者・イベント参加者に対する必要不可欠な芸術文化に係る課題については、もっと時間をかけて、丁寧に研究・検討することが必要です。したがって、今回の議案提案は拙速としか思えません。

以上、理由を述べ、問題点を指摘し、意見を述べて、反対討論といたします。2つの議案に

ついでに慎重審議を心からお願いをいたしまして、討論を終わりといたします。ありがとうございました。

〔7番 狩野光一君退席〕

○議長（佐藤啓史君） 次に、岩瀬清議員。

〔5番 岩瀬 清君登壇〕

○5番（岩瀬 清君） 5番、会派市民市政会、岩瀬清です。私は、議案第52号 勝浦市副市長の定数の特例に関する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

全国的に人口減少・少子高齢化が進む中、勝浦市におきましても、このことは同様に緊急の課題であることと認識いたします。

また、このような状況は勝浦市において、漁業・農業などの基幹産業における後継者不足や、地域経済の衰退、税収入の減収など、将来的には市の財政に大きく影響を及ぼすものと考えます。

国政においても、このようなことは十数年前から、政府における最重点課題の一つとして取り組んでおります。

内閣官房・内閣府においては、平成27年度から地方創生人材支援制度で、全国の市町村に対し、国家公務員、大学研究者や民間専門人材の派遣支援を行っています。

制度発足以来、令和5年5月までに、全国で1,700以上の市町村のうち、これまで357市町村でこの制度を活用し、延べ596人を派遣したそうです。

また、この制度を活用して、人材を受け入れたことによる効果については、その人材が持つノウハウやネットワークを活用できたという意見も多かったそうです。

受け入れた市町村で、課題分野の知見、ノウハウ、ネットワークを活用することができたとする評価は約90%以上で、受け入れたことによる市町村組織の活性化や人材育成に効果があったという評価は72%にも及んでいるそうです。

さらに、内閣府では、地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、派遣人材は地方創生の取組に強い意欲を持ち、市町村のまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定・実行のために十分な能力を有する人材であると明記しております。

また、内閣府はバックアップ体制として、派遣前に地方創生担当大臣による訓示のほか、有識者による講話、地方創生に関する取組について講義等の研修を実施、派遣期間中には派遣者同士の情報交換の場や派遣者が一堂に集う情報交換会・報告会などを開催し、派遣人材のさらなる向上に努めているとのこと。

勝浦市における少子高齢化、人口減少など、深刻化する地域課題はもとより、新型コロナウイルス感染症の影響で停滞した地域経済の再生や物価高騰対策などは、早期に対処すべき課題と考えます。

また、このようなときだからこそ、さきに述べましたような制度を利用して、一つの地方自治体だけでは難しい課題でも、国や県とのかけ橋的な有能な意欲のある人材確保が必要であると考えます。

以上のようなことから、現在の勝浦市において、提案されている期限を定めた特例副市長を置くことについて、賛成することを表明し、議案第52号の賛成討論といたします。

〔7番 狩野光一君入席〕

○議長（佐藤啓史君） ほかに討論はありませんか。長田悟議員。

〔4番 長田 悟君登壇〕

○4番（長田 悟君） 会派勝寿会の長田悟です。私は、議案第56号 勝浦市芸術文化交流センター設置管理条例及び勝浦市コミュニティ集会施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の改正の趣旨は現在、市が直営で管理運営している勝浦市芸術文化交流センターキュステ及び勝浦市コミュニティ集会施設について、民間の活力により、住民サービスのさらなる向上、施設の管理運営経費の削減等を目的とした指定管理制度の導入を可能とするための一部改正であります。

キュステは、芸術文化振興に資する文化会館としての機能と、社会教育施設としての生涯学習の場である公民館機能を併せ持っており、各種講座・教室の開設やサークル活動の支援、芸術文化団体連絡協議会事務局として、芸文協まつりや文化祭の実施、結婚相談事業等を行っています。

キュステは、開館から現在まで10年間、市民が優れた芸術文化を享受することのできる機会及び市民自らの芸術活動を実践できる場として、毎年、多くの自主事業及び貸し館事業を実施してきましたが、今後、市民や近隣住民に優れた芸術文化を提供していくための運営課題として、キュステの塩害等による損傷や各種機器の更新時期の到来、各集会施設の老朽化等、今後、長寿命化を図っていく上で、専門的技術の必要性。音響、照明などの操作における専門職員の確保。文化会館特有の事務や技術レベルの維持などが課題となっているところです。

市としては、令和5年3月に勝浦市芸術文化交流センターの今後10年間における維持管理及び更新方法等に関する保全対策の内容と実施時期の目安を整理した勝浦市個別施策計画を策定、さらに令和5年7月には、芸術文化交流センター施設の有効な活用の在り方、運営方法等における民間活力導入の可能性についてのアイデアを把握し、今後の検討に活かすことを目的とするサウンディング型市場調査を実施し、施設の維持管理の事業手法としては指定管理制度との結果が出ております。

指定管理制度導入のメリットの具体例としましては、長寿命化を図っていく上で、専門知識・技術の活用が可能、即時対応しなければイベント等に影響が出るトラブルへの知識・技術・経験を生かした対応、各世代のニーズに合ったイベント等の実施、音響・照明等の効果的な演出など、施設の高度利用が期待できるとのことです。

また、市民の意見の聴取としまして、勝浦市社会教育委員会、勝浦市芸術文化交流センター運営協議会へ諮問しており、それぞれの指定管理制度の導入について付加された意見及び反対意見もありましたが、双方とも、妥当であるとの答申でありました。

また、この結果を受けまして、教育委員会では、各答申に付加された意見を尊重するとともに、反対意見も十分考慮することとの意見をつけ、指定管理者制度の導入に対して妥当なものであるとの審議結果であります。

付加された意見については、キュステは、文化会館のみの施設ではなく、市の施設であることから、公民館活動や災害時の避難所などの市の事業・業務を優先すること。市において公民館機能を果たし、生涯学習の振興を図ること等の意見が付されていますが、その対応としましては、審議過程において出された意見等については、指定管理者指定の要項、仕様書に盛り込

むとのことであります。

指定管理制度については、キュステ開館当時から、方法の一つとして考えられていました。実際に10年運営した経験及び実績、サウンディング型市場調査の結果、各委員会の答申内容等を総合的に判断すれば、指定管理制度の導入を提案されている今回上程されました一部改正条例を制定することは、妥当であると考えます。

以上述べまして、議案第56号 勝浦市芸術文化交流センター設置管理条例及び勝浦市コミュニティ集会施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定に対する賛成の討論といたします。

○議長（佐藤啓史君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第52号 勝浦市副市長の定数の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手多数であります。よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第53号 勝浦市公共施設等整備基金条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第56号 勝浦市芸術文化交流センター設置管理条例及び勝浦市コミュニティ集会施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手多数であります。よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第57号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算に対する委員長の報告は可決であります。

採決につきましては、産業厚生常任委員会にも付託しておりますので、産業厚生常任委員長の報告後に採決いたします。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第62号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第54号 勝浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第55号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第57号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算、議案第58号 令和5年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第59号 令和5年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第60号 令和5年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第61号 市道路線の認定について、以上7件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。岩瀬洋男産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 岩瀬洋男君登壇〕

○産業厚生常任委員長（岩瀬洋男君） 議長より御指名がありましたので、今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要を御報告いたします。

当産業厚生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月12日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長、政策統括監、副政策統括監及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その審査結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第54号 勝浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第55号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第57号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管事項の関係について、議案第58号 令和5年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第59号 令和5年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第60号 令和5年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第61号 市道路線の認定について、以上7件につきまして、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これより、委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。
これより討論に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、討論を終結いたします。
これより、議案第54号 勝浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第55号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第57号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長及び総務文教常任委員長の報告は可決であります。
本案は、両委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第58号 令和5年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決
いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第59号 令和5年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第60号 令和5年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第61号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（佐藤啓史君） 日程第2、議案を上程いたします。

議案第63号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算を議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第63号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算及び地方債の補正であります。

去る11月23日に発生したクリーンセンターの設備故障により、一般廃棄物の処理機能が停止

しているため、緊急で設備修繕するための経費、並びに市外の処理施設等へ一般廃棄物を搬出し、処理するための経費を補正するものであります。

歳入歳出予算においては、既定予算に6,153万9,000円を追加し、予算総額を190億8,843万2,000円にしようとするものであります。

地方債においては、ごみ処理施設整備事業債を追加しようとするものであります。

以上で、議案第63号の提案理由の説明を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ発言通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第63号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第63号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、発言通告はありませんでした。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第63号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

議員の派遣について

○議長（佐藤啓史君） 日程第3、議員の派遣についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第164条の規定により、お手元へ配付の議員派遣の件について、承認を得ようとするものであります。

お諮りいたします。これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

閉 会

○議長（佐藤啓史君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和5年12月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午前10時38分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第52号～議案第63号の総括審議
1. 議員の派遣について

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

令和 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員